

副食費の領収証の発行について（依頼）

三木市では、以下の児童を対象に副食費の補助を行っております。大変お手数をおかけしますが、保護者が支払われた給食費または副食費に対し、領収証の発行をお願いいたします。保護者には、請求書に貴施設が発行される領収証を添えて、償還払いによる請求をしていただくことになります。

★ 補助内容

対象施設	A	認定こども園、保育所、幼稚園（新制度移行園）、小規模保育施設、事業所内保育施設
	B	認可外保育施設※、私立幼稚園（新制度未移行園）、国立大附属幼稚園、特別支援学校幼稚部 ※対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、「認可外保育施設指導監督基準適合証明書」が発行されている施設です。なお、企業主導型保育事業は対象ではありません。
対象児童	3歳児以上の1号・2号（教育・保育給付）及び新1号・新2号（施設等利用給付）の認定を受けた児童のうち、副食費免除対象者と副食費補足給付補助対象者以外	
月額上限額	A施設在園児	1号・新1号：245円×給食提供日数（上限4,900円） 2号・新2号：4,900円
	B施設在園児	1号・新1号：4,900円 2号・新2号：4,900円
	教育・保育給付認定と施設等利用給付認定の両方を受けている場合は、教育・保育給付認定が優先されます。（上限額を超える差額については、保護者負担となります。）	

★ 領収証について

- ・ 領収証の様式は任意です。次の項目は、必ず記載ください。
領収日、保護者名、児童名、該当月、副食費相当額、給食提供日数（1号・新1号認定児のみ）、施設住所、施設名、代表者名、領収印
- ・ 領収証の様式をお持ちでない場合、別添の参考様式をお使いください。

★ 保護者からの交付申請および交付請求について

- ・ 保護者には、別添のとおり請求方法の案内と交付申請書および交付請求書の様式一式をお渡ししています。
（令和7年4月～令和8年3月分の市への最終提出期限：令和8年4月15日（水））
- ・ 補助金の交付申請・請求書類は、基本的に半期ごと（4～9月分、10～3月分）に提出をお願いします。